

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成24年度 諮問受理第125号	平成24年11月15日 付け大生保生第 885号	平成24年 9 月12日	大情審答申第316号と大福祉第802号・大生保生第251号は、相違。法第50条2項条文は、「指導に従わなければ成らない」と有り、「不同意可」明記欠く。通知上では、多々通知引用の複合解釈。だが、原則「受診中」とは、同文内「診察中」表示の為、「未受診」適応不可。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	【当初依頼】 平成24年 9 月26日 付け大生保生第632号 【再依頼】 平成24年10月10日 付け大生保生第691号	テーブル上の合議応じる 目下、大生保生の公開事案有るので、同テーブルで、上記行う為 10／25 or 10／30 に成る。 補正に応じない旨の回答あり	平成24年10月15日 付け大生保生第714号 公開請求 却下決定	前述のとおり記載内容が不明瞭なため公文書を特定することができないことから、請求者に対して補正通知を行い、公文書を特定するように求めたが、平成24年10月13日に請求者から補正に応じない旨の意思表示があったため。	平成24年10月17日	処分の取り消しを求める。整合性欠く。 ※やたら、情報提供欠くのみ。「不存在」多発。 当区の主張で有る。特定されている為、大生保生・大福祉・答申（「理由説明書」等々）を明確表示。特定されないのが分らず。
2	平成25年度 諮問受理第108号	平成25年 9 月12日 付け大総務第e-110号	平成25年 7 月19日	大阪市職員行動宣言 大阪市人材育成職員行動宣言 「従割行政禁止」より、市民の声回答・理由説明書・通知書（公益通報）の不一致が、「同案」の場合で、必ず有るのは、責任所在示すもの。 ※整合性 = 一慣性に是正する。 （転々する事実）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年 7 月29日 付け大総務第e-65号	補正依頼に対する回答なし	平成25年 8 月16日 付け大総務第e-79号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成25年 7 月29日付けで大阪市情報公開条例第6条第2項に基づき補正を求めたが、補正に対する回答書の提出がなく、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成25年 8 月21日	処分の取り消しを求める。行政文書は、法的「整合性」「一慣性」義務負う 却下理由は、「無責任」現す。法令（地公法第35条）より、責任処在は、関係職全職員負う（地公法第28・29・30・31・32・33条）。 従来より、都度都度、指摘（矛盾する）行うも、〇〇課長代理（当時）は、「うつつこ関係無い」門前払い相次ぐ。下記一部示すが、勿論の事、共有化済。「理由説明書」は、特に信用性欠く、「通知書ABCD」等、不一致。
3	平成25年度 諮問受理第113号	平成25年 9 月18日 付け大生保生第733号	平成25年 7 月 9 日	生野区役所は、「指定医療機の手引き」を未決定するが、他法他施策の活用は、手引き（上記）上の実施と成る為、同手引き上の特定求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 7 月23日 付け大生保生第503号	補正依頼に対する回答なし	平成25年 8 月 7 日 付け大生保生第583号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成25年 7 月23日に補正を依頼したが、補正に係る回答期限までに回答書の提出がないため本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成25年 8 月16日	処分の取り消しを求める。回答上、「特定」有る。※市民の声No.1319-20010-001-01示す。 公開条例第36条基づく、6条（添付）示す。 ※医療要否意見書（平成19年10月 7 日分）保有資料より、添付欠く為、補正点不明で有った！（軽微な誤字・脱字は、不要!） 市民の声No.1101-11587-001-01は、平成19年10／ 7 付医療要否意見書示し、記述する「うつ症状軽減してきているが、逆に過活動気味で、今後、体調不良、疲労によって抑うつ状態に転じる恐れがある。」記載。
4	平成25年度 諮問受理第124号	平成25年10月11日 付け大生保生第835号	平成25年 7 月31日	大生保生第413号の12件却下するに至り、大情審答申第332号案件内、生野区役所分より、該当する案件を求む。（7／31、対面上請求している為、補正依頼不要） ※答申第332号の案件より、抜粹求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 8 月 9 日 付け大生保生第585号	補正依頼に対する回答なし	平成25年 8 月23日 付け大生保生第637号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成25年 8 月 9 日に補正を依頼したが、補正に係る回答期限までに回答書の提出がないため本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成25年 8 月29日	処分の取り消しを求める。大生保生第250号「不」（大生保生第251号「不」有り、社援保発第0330001号実態欠く、「不」（③アの事例）多々有る。◎貼り付けた発行の案件は、貼り付け規定「不」 法第50条・医療担当規定第7条の実態欠く（実施している） 「レセプト」・「医療要否意見書」は、職員らが、関与した上での医学的見解不可。医学的見解は、嘱託医義務負う（法規）（※大生保生第635・636号「不」） ※大健福第1918号「精神医療」は、局囑託医行う資料有。（社発第727号）

（注）（え）欄、（き）欄及び（さ）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。